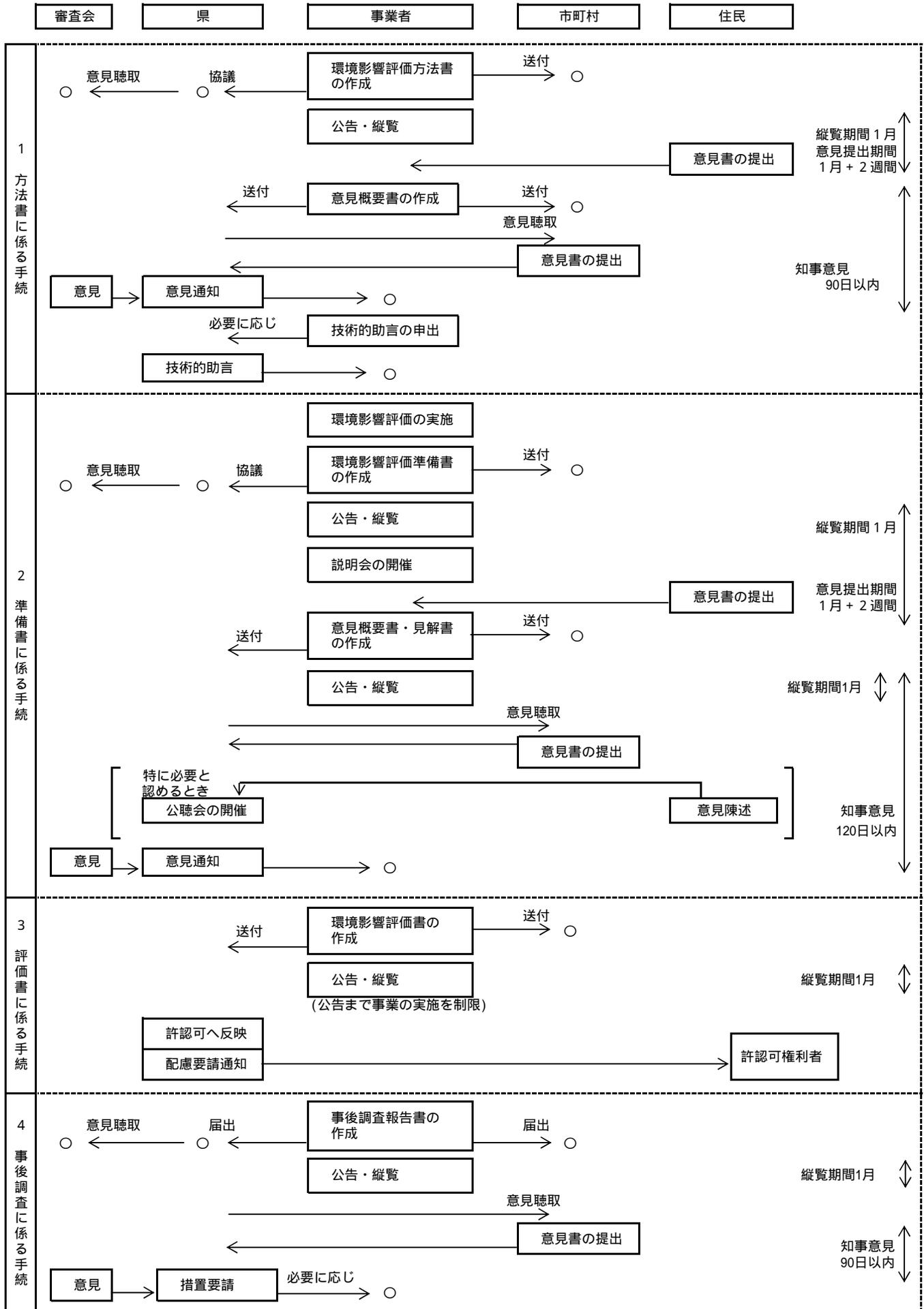


資料 1 - 1 愛媛県環境審議会の法定審議事項

法律等の名称	法律等に基づく審議事項
水質汚濁防止法	1 県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項（第 21 条第 1 項） (1) 上乘せ排水基準の設定に関する事（法第 3 条第 3 項） (2) 測定計画の作成に関する事（法第 16 条第 1 項） (3) 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関する事（政令） (4) 総量削減計画の策定に関する事（法第 4 条の 3 第 1 項） (5) 総量規制基準の設定に関する事（法第 4 条の 5 第 1 項） (6) 生活排水対策重点地域の指定に関する事（法第 14 条の 6 第 1 項）など
大気汚染防止法	1 指定ばい煙総量削減計画の策定及び変更（第 5 条の 3 第 2 項、第 7 項）
公害防止事業費事業者負担法	1 公害防止事業に係る費用負担計画の策定及び変更（第 6 条第 1 項、第 8 条）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1 廃棄物処理計画の策定（第 5 条の 3）
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	1 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除（第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項） 2 農用地土壌汚染対策計画の申請及び変更の申請（第 5 条第 5 項、第 6 条第 2 項）
ダイオキシン類対策特別措置法	1 ダイオキシン類総量削減計画の策定及び変更（第 11 条第 2 項、第 6 項） 2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、区域の変更及び指定の解除（第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項）
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	1 土砂基準及び水質基準の制定、変更及び廃止（第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項）
自然環境保全法	1 自然環境の保全に関する重要事項（第 51 条第 2 項）
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	1 鳥獣保護事業計画の策定及び変更（第 1 条ノ 2 第 3 項） 2 狩猟鳥獣の捕獲の禁止及び制限（第 1 条ノ 4 第 5 項） 3 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定（第 8 条ノ 8 第 4 項） 4 猟区の維持管理に関する事務の委託（第 14 条第 9 項）
温泉法	1 温泉湧出目的の土地掘削の許可及び不許可（第 3 条第 1 項、第 4 条、第 20 条） 2 土地掘削、増掘及び動力装置の許可の取消し等の命令（第 6 条、第 8 条第 2 項、第 20 条） 3 増掘及び動力装置の許可及び不許可（第 8 条、第 20 条） 4 温泉採取制限命令（第 9 条第 1 項、第 20 条）
愛媛県自然環境保全条例	1 県自然環境保全地域の指定、解除及び区域の変更（第 18 条第 2 項、第 8 項） 2 保全計画の廃止及び変更（第 18 条第 2 項、第 19 条第 4 項）
愛媛県立自然公園条例	1 県立自然公園の指定、解除及び区域の変更（第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項） 2 公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更（第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項）
愛媛県自然海岸保全条例	1 自然海岸保全地区の指定、解除及び区域の変更（第 3 条第 1 項、第 6 項）
愛媛県立都市公園条例	1 県立都市公園の設置、区域の変更及び廃止（第 2 条第 1 項）

資料 1 - 2 愛媛県環境影響評価条例の手続



資料 1 - 3 土砂基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K 0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K 0102の38に定める方法（規格 K 0102の38.1.1に定める方法を除く。）
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格 K 0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の54に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K 0102の65.2に定める方法
砒 ^び 素	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格 K 0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1 キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.3.2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K 0102の67.2又は67.3に定める方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料1 - 4 水質基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
有機 ^{りん} 燐	検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒 ^び 素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法

備考

- この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料 1 - 5 県自らの温室効果ガス排出削減への取組結果

(1) 環境保全率先行動計画(平成11年4月策定)の推進による温室効果ガスの排出削減状況

対象: 本庁・地方局・出張所

項目/年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	12年度と10年度との対比	排出係数*
電 気(kWh)	10,841,358	10,521,213	10,425,519	▲3.8%	0.357
	3,870,365	3,756,073	3,721,910		
重 油(%)	122,906	117,460	111,449	▲9.3%	2.77
	340,450	325,364	308,714		
灯 油(%)	68,923	65,167	65,432	▲5.1%	2.51
	172,997	163,569	164,234		
都市ガス(立米)	320,020	310,131	287,570	▲10.1%	2.15
	688,043	666,782	618,276		
ガソリン(%)	468,043	463,624	473,100	1.1%増	2.31
	1,081,179	1,070,971	1,092,861		
軽 油(%)	34,352	35,223	40,126	16.8%増	2.65
	91,033	93,341	106,334		
プロパンガス(kg)	3,666	3,591	3,088	▲15.8%	3.02
	11,071	10,845	9,326		
CO ₂ 排出量計	6,255,138	6,086,945	6,021,654		—
平成10年度実績との対比	—	▲2.7%	▲3.7%		—

各項目のうち、上段は電気・燃料等の使用量、下段は二酸化炭素排出量(単位:kg-CO₂)

(参考)

* 排出係数とは、電気や重油などを使用(燃焼)した場合に発生する二酸化炭素の量

(2) (1)以外の環境に配慮した取組の成果

対象：本庁・地方局・出張所

年度 項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	12年度と10年度 との対比
上水	74,825m ³	65,134m ³	70,213m ³	6.2%
コピー用紙	77,074千枚	63,018千枚	71,584千枚	7.1%
再生紙使用率*	83.8%	94.7%	98.8%	+15.0ポイント
単価契約文具等での環境配慮型製品	47.7%	61.4%	69.0%	+21.3ポイント
廃棄物の排出量	721.5t	818.5t	666.7t	7.6%

「再生紙使用率」=コピー用紙全体に占める割合

(3) 県機関全体における温室効果ガスの排出削減状況

項目	11年度実績 (単位:t-CO ₂)	12年度実績 (単位:t-CO ₂)	削減率 (%)	17年度における削減目標 (%)
電気	28,587.8	28,730.2	+0.5	4
重油	16,854.3	16,154.0	4.2	9
都市ガス	5,430.3	5,293.0	2.5	8
灯油	3,773.6	3,326.8	11.8	9
ガソリン	3,583.8	3,681.9	+2.7	5
軽油	2,495.0	2,495.2	±0	8
その他(LPガス等)	559.5	553.2	1.1	10
計	61,284.3	60,234.3	1.7	6.2

*平成17年度における削減目標の基準年度は平成11年度実績